

2023/2/8 第 151 回理事会

資料 4

役員選任方法に関する細則改正案

1. 審議事項

第 150 回理事会にて報告した「規程類見直しの進め方」に基づき、「役員選任方法に関する細則」を資料 4・添付の通り改正することについて、次回総会に付議することを承認頂きたい。

2. 役員選任方法に関する細則改正案のポイント

役員選任の手続きに関して、第 4 条を改正し、厳正な対応を維持しつつも、押印廃止等の世の中の流れを踏まえ、より柔軟な対応を可能とする。

以上

役員選任方法に関する細則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則(以下「当細則」)は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」)定款第 22 条第 1 項の規定に基づき、JPNIC の役員の選任方法に関する役員候補者(以下「候補者」)の推薦、選任に関する手続等を定めることを目的とする。

第 2 章 候補者の推薦等

(理事会の推薦による候補者選定手続等)

第 2 条 理事長は、役員の選任を行うべき総会の開催予定日以前に開催される理事会において、理事会が推薦する候補者を決議しなければならない。

2 理事会が候補者を推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得なければならない。

3 次条に定める正会員からの推薦による候補者がある場合は、第 1 項で決議した理事会推薦による候補者と合わせた役員候補者名簿を役員選任の議案として決議し、総会へ付議するものとする。

4 任期満了以外で監事の選任が必要とされる場合には現任の監事(監事が 2 人以上ある場合においては、その過半数)の同意を要する。

(正会員の推薦による候補者推薦手続の告知)

第 3 条 理事長は、役員選任を行うべき総会の開催予定日から 3 ヶ月前までに役員選任に関する日程、役員の選任予定数、その他必要な事項を正会員に告知するものとする。但し欠員等により緊急の要があると、理事長が判断した場合は、この期間を短縮することができる。

(正会員の推薦による候補者の届出)

第 4 条 正会員の推薦を受けた候補者になるためには、所定の届出用紙に候補者本人及び候補者を推薦する 10 以上の個人正会員又は団体正会員の代表者が署名又は記名押印をし、第 3 条により設定、告知された期限および方法に従って理事長に提出しなければならない。

(正会員の推薦候補者数等)

第 5 条 一つの正会員の推薦できる候補者は 1 名とする。但し理事と監事は別個として扱う。

2 ある正会員の推薦を受けた候補者が役員の現任者である場合において追加で役員を選任するときは、当該正会員は役員の候補者を推薦することができない。但し前項但書の場合を除く。

3 定款もしくは当細則に違反する場合、正会員が複数の候補者を推薦した場合又は推薦の事実が無かった場合は、かかる正会員からの推薦は無効とする。

第3章 総会における役員の選任方法等

(選任の方法)

第6条 候補者の数が定款第21条で定める定数の範囲内の場合、その候補者が役員となる。但し総会において信任投票に付きなければならない。

2 前項の信任投票で出席正会員の議決権総数の過半数の不信任があった候補者は、役員となることができない。

3 候補者の数が定款で定める定数の上限を超える場合は、総会における投票により、得票数の上位者より順次当選とする。但し役員に選任されるためには、出席正会員の議決権総数の過半数の得票数を得なければならない。また、この投票において累積投票は行わない。

4 前項の投票の結果、下位に同数得票があつて順位が定まらない場合には、抽選により当該得票者の当選順位を決定する。

(投票の方法)

第7条 総会における投票は、候補者(理事、監事それぞれにつき)が2名以上の場合は所定の用紙を用いて行う。但し候補者が1名の場合は挙手での投票によることもできるものとする。

2 投票は、それぞれの候補者ごとに行う。

(無効投票)

第8条 次の各号の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 賛否を確認し難いもの
- (3) 定款第18条1項に定める書面表決により投票を行う場合、総会の開会前日までに到達しなかったもの

(投開票)

第9条 投開票作業は事務局が、議長の指示に従い行う。

2 総会会場における開票は、立会人として、当日会場に出席の正会員、監事、顧問弁護士のうちより、原則として3名以上を選出し、立会人は開票作業及び開票結果が適切である

ことを確認する。

(役員決定、就任)

第 10 条 役員を選任に関する議案が総会において決議されたときは、議長は、直ちにその結果を議場に報告し、当日会場に出席した各選任者に対して役員就任の諾否を確認するものとする。

2 理事長は選任された役員を法令に従い登記することを要する。

第 4 章 雑則

(改廃)

第 11 条 当細則の改廃は、総会の決議をもって行う。

(補則)

第 12 条 当細則に定めるもののほか、当細則の実施に必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

附則

1 この細則は、当センターの設立許可のあった日から施行する。

附則 2

1 この細則は、1997 年 5 月 16 日から施行する。

附則 3

1 この細則は、一般社団法人としての設立の登記の日から施行する。

附則 4

1 2015 年 6 月 19 日付の改正は、2015 年 6 月 19 日から施行する。

附則 5

1 2023 年 3 月 20 日付の改正は、2023 年 3 月 20 日から施行する。